

佐渡市の 介護保険



も く じ



1 介護保険事業

介護保険のしくみ	2
サービスを利用するには	3
サービス利用の流れ	5

2 利用できるサービス

【要支援 1・2 の方】介護予防サービスの種類と費用のめやす	7
【要介護 1 ～ 5 の方】介護サービスの種類と費用のめやす	10
地域密着型サービスの種類と費用のめやす	15
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	17
住宅改修	18
サービスを利用したときの費用	19
利用者の負担軽減制度	21

3 介護予防・日常支援総合事業 (総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業	24
一般介護予防事業	25

4 その他の高齢者福祉サービス

地域支援事業	26
任意事業	26
介護保険制度で定められた以外の在宅福祉サービス	27

5 介護保険料について

介護保険は大切な財源です	29
令和 7年度の介護保険料	30
保険料の納め方	31
介護保険料を滞納すると	31

6 よくあるご質問

よくあるご質問	32
---------------	----

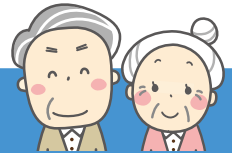
7 高齢者に関する相談窓口

高齢者に関する相談窓口	35
-------------------	----

1 介護保険事業

介護保険のしくみ

介護保険制度は、ご本人やご家族の負担を軽くするために、社会全体で介護を支え合うしくみで、40歳以上の方が加入者となって、保険料を出し合い、必要に応じて介護保険サービスを利用できる制度です。



40歳以上の方（被保険者）

65歳以上の方 （第1号被保険者）

サービスが利用できる方

介護が必要と認定された方

- 介護が必要になった原因は関係なく、サービスを利用できます。

交通事故など第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は市へ届け出が必要です。

必ず示談前に市役所高齢福祉課へ連絡してください。

40～64歳の方 （第2号被保険者）

サービスが利用できる方

特定疾病※が原因で

介護が必要と認定された方

- 交通事故や転倒など特定疾病以外が原因の場合は利用できません。

※特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靱帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症

- 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患

- 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患

- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- 要介護認定の申請
- 保険料の納付

- 保険料の徴収
- 要介護認定
- 保険証の交付
- 負担割合証の交付

- 利用者負担の支払い

- サービスの提供

佐渡市（保険者）

サービス事業者

● 介護報酬の支払い

● 介護報酬の請求

サービスを利用するには

まず、近くの地域包括支援センターや、市へご相談ください。(P35 参照)

1 相談します

地域包括支援センター
や市の介護保険担当窓口
に相談します。

介護保険の
サービス
利用したい

日常生活で介助が必要と感じてきたなど

基本
チェックリストを
受ける
(65歳以上の人
が対象です)

25の質問項目で、心身や日常生活の状態(生活機能)などを答えます。



2 申請します

市の介護保険担当窓口「要介護認定の申請」をします。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
(市の窓口にあります)
- 介護保険被保険者証
- 医療保険の被保険者証



※申請書には主治医を記入する欄があります。
あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。

介護予防・生活支援 サービス事業

▶ P24

介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)と判定され、サービスが利用できます。

生活機能の低下
が見られる

一般介護予防事業

▶ P25

介護予防教室や講座の利用、地域の「通いの場」などへ参加できます。

※一部、基本チェックリストが不要の事業もあります。

自立した生活が
送れる

認定結果の有効期間と更新手続き

〔介護保険〕

認定の有効期間は、3か月から48か月です。

引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新手続きが必要です。
(有効期間満了日の60日前までにお知らせ通知を発送しています。)

※有効期間にかかわらず、介護が必要な程度に変化があった場合は、認定の変更を申請します。
まずはケアマネジャーにご相談ください。

〔総合事業〕

認定の有効期間はありません。

※心身の状態に変化があった場合は、介護保険に移行できます。ケアマネジャーにご相談ください。

3 認定調査を受けます

調査員が自宅を訪問して、全国共通の基準をもとに心身の状態について調査を受けます。



○調査結果はコンピュータ判定(一次判定)され、その結果と「主治医意見書」、調査票の特記事項とともに「介護認定審査会」で審査・判定(二次判定)されます。

主治医意見書

市の依頼により生活機能が低下した原因の傷病や治療内容、心身の状態などについて、主治医が書類を作成します。

介護認定審査会

市が任命する保健、医療、福祉の専門家で開かれる会議で、一人ひとりの介護の必要性について審査します。

4 認定結果が届きます

認定結果は原則、申請から30日以内に市から送られます。

要介護1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な方

要支援1・2

介護予防サービスなどを利用することで生活機能が改善する可能性の高い方

非該当

要介護や要支援に認定されなかった方

- 一般介護予防事業を利用できます。
- 事業対象者は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

サービスを利用したい方は、地域包括支援センターへご相談ください。

5 サービスを利用します

ケアプランに基づき、サービスを利用します。

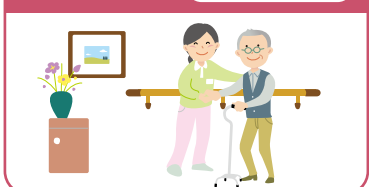
要介護1～5の認定を受けた方

▶ P5～6



要支援1・2の認定を受けた方

▶ P5～6



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

▶ P24

一般介護予防事業

▶ P25

サービス利用の流れ

要支援1・2 の認定を受けた方

地域包括支援 センター等へ依頼

利用者の住所地を所管する地域包括支援センター・指定を受けた居宅介護支援事業所に介護予防ケアプラン作成を依頼します。

市への届出

地域包括支援センター等への依頼が決まったら、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を市へ提出します。

要介護1、5の認定を受けた方

自宅で 暮らしながら サービスを利用したい

事業所を選ぶ

利用者やご家族が、希望する居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼します。

市への届出

居宅介護支援事業所が決まったら、「介護保険居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を市へ提出します。

施設に 入所したい

施設への申込

入所を希望する施設に、利用者が直接申込みをします。
居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

介護保険施設と 契約

施設の調査や審査を経て、利用できることになると、施設と契約します。

※自分らしく生活するために

ケアプランは生活の設計図です。目標の達成のために、ご家族や周囲の方の支援・生活環境の整備なども含めたサービスを組み込むことが大切です。目標やどこでどんな生活を送りたいか

介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センター等が、利用者やご家族、必要なサービス事業者を含め、話し合いを行い、要介護度や生活目標に応じた介護予防ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約

介護予防ケアプランで決めたサービスを提供するサービス事業者と契約します。

介護予防サービスの利用

介護予防ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

▶P7~9

ケアプランの作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが利用者やご家族、必要なサービス事業者を含め、話し合いを行い、要介護度や生活目標に応じたケアプランを作成します。

サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護など、ケアプランで決めたサービスを提供するサービス事業者と契約します。

在宅サービスの利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

介護サービス

▶P10~14

地域密着型サービス

▶P15~16

施設がケアプランを作成

入所した施設のケアマネジャーが、利用者やご家族と話しあって要介護度や目標に応じたケアプランを作成します。

施設サービスを利用

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

施設サービス

▶P14

地域密着型サービス

▶P15~16



をケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

2 利用できるサービス

【要支援1・2の方】

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして佐渡市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。訪問型サービス、通所型サービスについては、24ページをご覧ください。

① 訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

全身入浴	984円
------	------

※金額については、離島地域加算込みです。

② 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を看護師が自宅を訪問して行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

訪問看護ステーションから(30分未満)	519円
病院または診療所から(30分未満)	439円

※金額については、離島地域加算込みです。
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

※がん末期等、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、医療保険による訪問看護が行われます。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士などのリハビリ専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリを行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

	5月31日まで	6月1日から
1回	353円	343円

※金額については、離島地域加算込みです。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的とした療養上の管理や指導を月2回を上限に医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

医師の指導	592円
歯科医師の指導	595円

※金額については、離島地域加算込みです。

③施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション

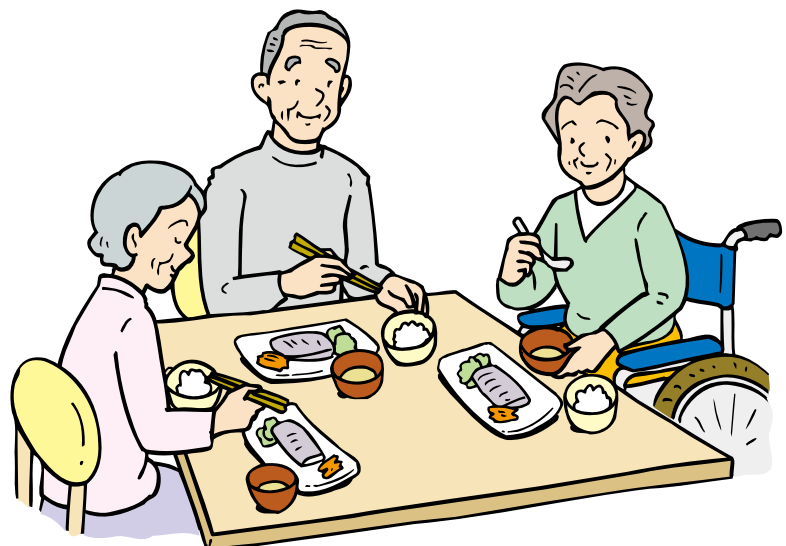
老人保健施設などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションが利用できます。

●1か月の利用者負担のめやす(1割負担分)

共通的服务

介護度	
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。



④ 短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

予防のため、特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

＜特別養護老人ホームの場合＞

介護度	多床室	ユニット型個室
要支援1	451円	529円
要支援2	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

予防のため、老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

＜介護老人保健施設の場合＞

介護度	多床室 （基本型）	ユニット型個室 （基本型）
要支援1	613円	624円
要支援2	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担が必要です。

⑤ 施設に入居しながら利用するサービス

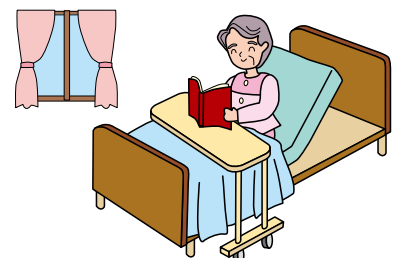
介護予防特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援を提供します。

●30日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

外部サービス利用型	1,710円
-----------	--------

※この他に訪問介護や通所介護等を行った場合に加算があります。



【要介護1～5の方】

介護サービスの種類と費用のめやす

① 訪問してもらい利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除・洗濯などの生活援助を行います。

◆主なサービスの内容

身体介護の例

- ・食事や入浴の介助
- ・オムツの交換、排せつの介助
- ・衣類の着脱の介助
- ・身体の清拭^{せいしき}、洗髪、つめ切り
- ・通院・外出の付き添いなど

生活援助の例

- ・食事の準備や調理
- ・衣類の洗濯や補修
- ・掃除や整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・薬の受け取り など

●1回の訪問時の利用者負担のめやす（1割負担分）

身体介護（30分以上1時間未満）	445円
生活援助（45分以上）	253円

※金額については、離島地域加算込みです。

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

介護保険の 対象にならない サービス

- ・庭の草むしりや植木の手入れ、家屋の修理・ペンキ塗り・ペットの世話
- ・通院や生活必需品の買物など以外の外出
- ・同居家族がいる場合の洗濯や掃除など（障がいや病気などにより家事が困難な場合は対象）
- ・利用者本人が不在のとき

訪問入浴介護

介護士と看護師が自宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす（1割負担分）

1回	1,456円
----	--------

※金額については、離島地域加算込みです。

②医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

疾病などを抱えている方について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

	負担額
訪問看護ステーションから(30分未満)	542円
病院または診療所から(30分未満)	459円

※金額については、離島地域加算込みです。

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

※がん末期等、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、医療保険による訪問看護が行われます。

訪問リハビリテーション

理学療法士などのリハビリ専門職が自宅を訪問して、リハビリを行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

	負担額
1回	354円

※金額については、離島地域加算込みです。

居宅療養管理指導

通院が困難な方を対象として、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

医 師	592円
歯 科 医 師	595円
薬 剤 師(医療機関)	651円
薬 剤 師(薬 局)	596円
管 理 栄 養 士	596円
歯 科 衛 生 士 等	416円

※金額については、離島地域加算込みです。

③施設に通って利用するサービス

通所介護

デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

●1回の通所時の利用者負担のめやす (1割負担分)

＜通常規模の事業所の場合＞

(7時間以上8時間未満の場合)

介護度	
要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食事、日常生活費は別途負担が必要です。



通所リハビリテーション

老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の介護や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

●1回の通所時の利用者負担のめやす (1割負担分)

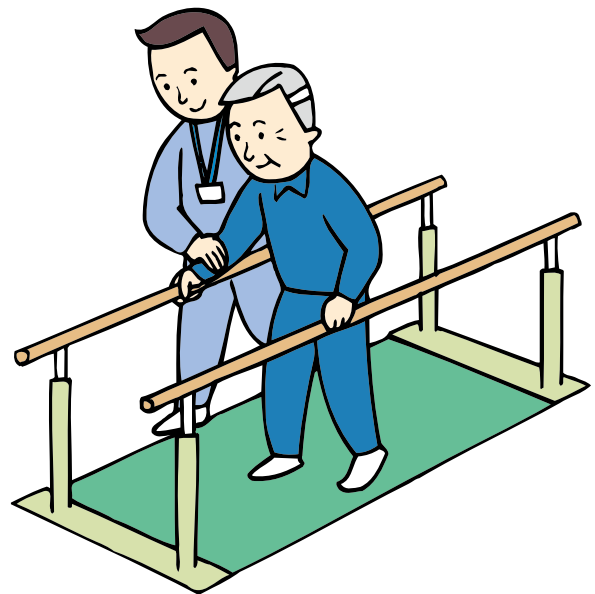
＜通常規模の事業所の場合＞

(6時間以上7時間未満の場合)

介護度	
要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

※送迎を含む。

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食事、日常生活費は別途負担が必要です。



④ 短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の介護(食事、入浴、排泄など)や機能訓練などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす (1割負担分)

＜特別養護老人ホームの場合＞

介護度	多床室	ユニット型個室
要介護1	603円	704円
要介護2	672円	772円
要介護3	745円	847円
要介護4	815円	918円
要介護5	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目から全額自己負担となります。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす (1割負担分)

＜介護老人保健施設の場合＞

介護度	多床室 (従来型)	ユニット型個室 (従来型)
要介護1	830円	836円
要介護2	880円	883円
要介護3	944円	948円
要介護4	997円	1,003円
要介護5	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目から全額自己負担となります。

⑤ 施設に入居しながら利用するサービス

特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の介護を提供します。

●30日分の利用者負担のめやす(1割負担分)

外部サービス利用型	2,520円
-----------	--------

※その他に、訪問介護や通所介護等を行った場合には加算があります。

⑥施設で受けるサービス（施設サービス）

施設入所した場合の利用者負担額は、施設利用料の1割～3割、居住費、食費、日常生活費となります。

$$\text{サービス費用の1割～3割} + \text{居住費全額} + \text{食費全額} + \text{日常生活費全額}$$

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

※平成27年4月から、新規入所は原則要介護3以上の方が対象となりました。

●1か月の利用者負担のめやす（30日あたり）

	介護度	利用者負担			利用者負担計 (①+②+③)
		①施設利用料の1割	②居住費	③食費	
多床室	要介護1	17,670円	27,450円	43,350円	88,470円
	要介護2	19,770円			90,570円
	要介護3	21,960円			92,760円
	要介護4	24,060円			94,860円
	要介護5	26,130円			96,930円
ユニット型個室	要介護1	20,100円	61,980円	43,350円	125,430円
	要介護2	22,200円			127,530円
	要介護3	24,450円			129,780円
	要介護4	26,580円			131,910円
	要介護5	28,650円			133,980円

介護老人保健施設

病状が安定しリハビリテーションが必要な方が利用する施設で、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練が受けられます。

●1か月の利用者負担のめやす（30日あたり）

	介護度	利用者負担			利用者負担計 (①+②+③)
		①施設利用料の1割	②居住費	③食費	
(基本型) 多床室	要介護1	23,790円	13,110円	43,350円	80,250円
	要介護2	25,290円			81,750円
	要介護3	27,240円			83,700円
	要介護4	28,830円			85,290円
	要介護5	30,360円			86,820円
(基本型) ユニット型個室	要介護1	24,060円	61,980円	43,350円	129,390円
	要介護2	25,440円			130,770円
	要介護3	27,390円			132,720円
	要介護4	29,040円			134,370円
	要介護5	30,540円			135,870円

※施設利用料・居住費・食費は基本的な額であり、サービス内容や施設の規模などによって異なります。

※利用者負担額については、制度改正により変更になる場合があります。

地域密着型サービスの種類と費用のめやす

地域密着型サービスとは

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、認知症の方が増加している中で、身近な住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域の特性に応じて提供されるサービスです。



認知症対応型通所介護（※共用型） 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者の方がデイサービスセンターに通って、日帰りで入浴・食事・リハビリテーションなどのサービスを受けられます。

●1回の通所時の利用者負担（1割負担分）のめやす （7時間以上8時間未満）

介護度	
要支援1	484円
要支援2	513円
要介護1	523円
要介護2	542円
要介護3	560円
要介護4	578円
要介護5	598円

※共用型とは、グループホームの共用スペースを活用した認知症高齢者の方のデイサービスです。
※食事、日常生活費は別途負担が必要です。

地域密着型通所介護

利用定員が18人以下のデイサービスセンターで、食事・入浴など日常生活上の介護や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います

●1回の通所時の利用者負担（1割負担分）のめやす （7時間以上8時間未満）

介護度	
要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。
送迎を含む食事、日常生活費は別途負担が必要です。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者の方が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●1か月の利用者負担（1割負担分）のめやす（30日あたり）

介護度	
要支援2	22,470円
要介護1	22,590円
要介護2	23,640円
要介護3	24,360円
要介護4	24,840円
要介護5	25,350円

※要支援1の人は利用できません。
※住居費、食事、光熱水費などは、別途負担が必要です。



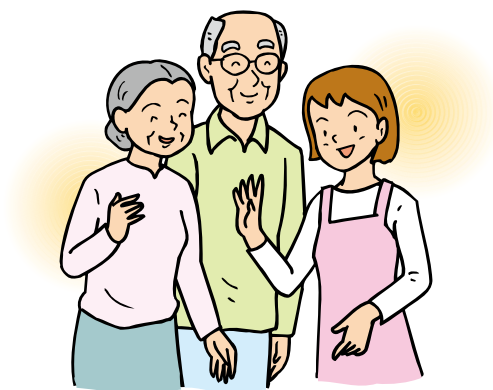
小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを受けられます。

●1か月の利用者負担（1割負担分）のめやす

要支援1	3,968円
要支援2	8,018円
要介護1	12,027円
要介護2	17,676円
要介護3	25,713円
要介護4	28,379円
要介護5	31,290円



※金額については、離島地域加算込みです。

※食事、滞在費、日常生活費は別途負担が必要です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）などに入居している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けられます。

※平成27年4月から、新規入所は原則要介護3以上となりました。

●1か月の利用者負担のめやす（30日あたり）

	介護度	利用者負担			利用者負担計 （①+②+③）
		①施設利用料の 1割	②居住費	③食費	
ユニット型個室	要介護1	20,460円	61,980円	43,350円	125,790円
	要介護2	22,590円			127,920円
	要介護3	24,840円			130,170円
	要介護4	27,030円			132,360円
	要介護5	29,130円			134,460円

※施設利用料・居住費・食費は基本的な額であり、サービス内容や施設の規模などによって異なります。

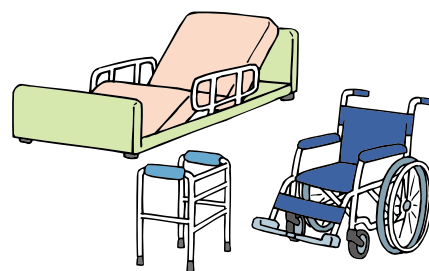
※利用者負担額については、制度改正により変更になる場合があります。

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

なお、ケアマネジャーが作成するケアプランにもとづいてサービスを利用します。

※病院・施設等に入院・入所中の方は対象になりません。



対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす(車いす付属品を含む)	×	○	○
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり(工事をとみなわないもの)	○	○	○
スロープ(工事をとみなわないもの) ◆	○	○	○
歩行器 ◆	○	○	○
歩行補助つえ ◆	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
自動排泄処理装置	△※1	△※1	○

○
利用できます

△
一部利用
できます
※1尿のみ吸引
するものは利
用できます。

×

原則として
利用できません

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。
- 令和6年4月から◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意志決定で購入することも可能です。

サービス費用のめやす

レンタル費用の1割～3割です。(用具の機種や事業者などによって異なります)

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

申請が
必要です!

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、同年度で10万円を上限に購入費の一部が支給されます。

※病院・施設等に入院・入所中の方は対象になりません。

対象となる福祉用具

- 腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●移動用リフトのつり具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●排泄予測支援機器
- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具購入費の支給

下記の2種類があります。

①償還払い

購入費全額を一旦事業者支払い、その後、申請により7割～9割が支給される方法

②受領委任払い

自己負担分の1割～3割を事業者支払い、その後、申請により残りの7割～9割を市が事業者支払い方法

※都道府県などの指定を受けている事業者から購入した場合のみ支給されます。

住宅改修【介護予防住宅改修】

事前申請が
必要です!

手すりの取り付けや段差の解消など、軽易な住宅改修費の一部が支給されます。申請者は改修前に必ず市に事前申請を行い、工事内容の確認を受ける必要があります。なお、入院・入所中の場合は、事前に市に確認したうえで工事可能ですが、支給については退院・退所後（資格喪失の場合は支給できません）となります。



- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 和式便器から洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ 上記の工事にともなって必要となる工事

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担し、市が確認の上、後日、対象経費の20万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談



施工業者の選択・見積もり依頼



市へ事前に申請



市の内容審査



市から確認通知書を受領



工事の実施・完了／支払い(全額)



市へ工事完了報告書類を提出



住宅改修費の支給

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します)
- 工事費見積書(利用者本人の氏名のもの)
(介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの)
- 住宅所有者の承諾書
(改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合)
- 着工前の写真
(撮影日がわかる日付入りのもの)
- 平面図(工事する箇所だけでなく、住宅全体のもの)

工事完了後に必要な書類

- 工事完了報告書
- 領収書(利用者本人の氏名のもの)
- 工事費内訳書
(介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの)
- 完成後の写真
(撮影日がわかる日付入りのもの、また着工前の写真と同じアングルのもの)

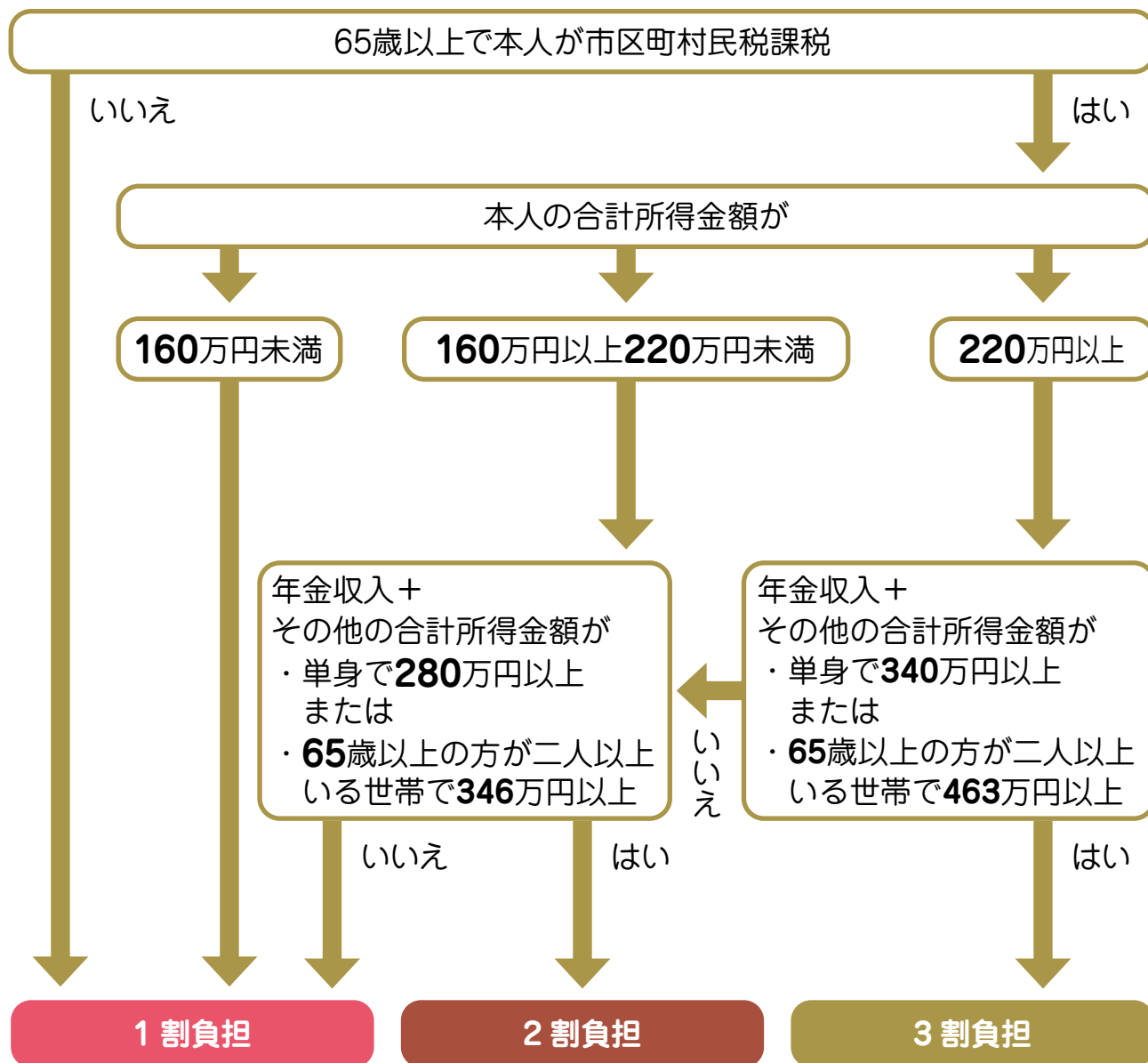
サービスを利用したときの費用

①自己負担額

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、原則としてかかった費用の1割～3割を支払います。負担割合は所得に応じて決まります。

(※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。)

■自己負担割合の判定基準



■交付対象とされる期間

負担割合証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

■負担割合証の有効期限



② 支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスなどの支給限度基準額

介護度	1か月の支給限度額
要 支 援 1	50,320円
要 支 援 2	105,310円
要 介 護 1	167,650円
要 介 護 2	197,050円
要 介 護 3	270,480円
要 介 護 4	309,380円
要 介 護 5	362,170円

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



③ 利用者負担が高額になったとき

●高額介護サービス費の支給

1か月間の利用者負担額が上限額を超えた場合、申請により差額が高額介護サービス費として後から支給されます。

高額介護サービス費は、在宅、施設にかかわらず対象となります。

◆対象となる方には、市から支給申請書を送付します。

◎次に挙げるものは対象外です。

- ・福祉用具購入費や住宅改修費
- ・サービスの支給限度額を超えた部分
- ・施設利用の際の食費、居住費、日常生活費等

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
年収約1,160万円以上	世帯:140,100円
年収770万円以上約1,160万円未満	世帯: 93,000円
年収383万円以上約770万円未満	世帯: 44,400円
一般	世帯: 44,400円
住民税世帯非課税等	世帯: 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	世帯: 24,600円 個人: 15,000円
●生活保護の受給者	個人: 15,000円

④ 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

利用者の負担軽減制度

① 低所得の方が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費が軽減されます。

◆対象となるサービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護です。

◆軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- ①本人及び同一世帯の方全てが市民税非課税者であること
- ②本人の配偶者（別世帯も含む）が市民税非課税者であること
- ③預貯金等の合計額が下表の金額以下であること

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		預貯金等の 合計額	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多 床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護受給者	要件なし						
	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が80万9千円以下の方	単身: 650万円 夫婦:1,650万円	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階①	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が80万9千円を超え120万円以下の方	単身: 550万円 夫婦:1,550万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階②	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が120万円を超える方	単身: 500万円 夫婦:1,500万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4 段階	上記以外の方の目安（基準費用額） ※実際の費用は施設との契約で決まります		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の居住費の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

※40～64歳の方（第2号被保険者）の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

利用者負担段階第4段階の方の特例

利用者負担段階が第4段階となった場合は、認定証は交付されず食費や居住費の軽減はされません。ただし、被保険者の施設入所に伴い第4段階の食費や居住費を負担した結果、残された配偶者や世帯員が生計困窮に陥ってしまう場合等は、一定の要件を満たす場合に限り、特例減額措置として食費もしくは居住費（またはその両方）を第3段階②として特定入所者介護サービス費の給付を受けることができます。

※施設入所の場合のみの適用となるため、ショートステイの場合は対象外となります。

特例減額措置の対象者の要件

- ①被保険者の属する世帯員の数が2人以上であること。（別世帯の配偶者を含む）
 - ②介護保険施設に入所または入院し、第4段階の食費・居住費を負担していること。
 - ③世帯の年間収入から施設の自己負担（自己負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下であること。
 - ④世帯の預貯金や現金等の額が450万円以下であること。
 - ⑤世帯が日常生活の用に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと。
 - ⑥介護保険料を滞納していないこと。
- ※施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯分離以前の世帯として取り扱います。

② 生計困難者に対する利用者負担額の軽減

（社会福祉法人等利用者負担軽減制度）

軽減を実施している事業者で対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額が軽減されます。対象者は下記の要件に該当する方で、軽減を受けるには市へ申請が必要です。

対象者の要件	対象となるサービスと費用 (社会福祉法人等で本軽減制度の申出をしている事業者に限ります。)	軽減率
① 世帯全員が市民税非課税で、生活保護を受給していない。 ② 世帯の年収の合計額が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ③ 世帯の資産(預貯金、有価証券、債券など)の合計額が350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ④ 世帯が居住や日常生活に必要な資産以外の資産を有していない。 ⑤ 扶養をされていない。 ⑥ 介護保険料を滞納していない。	以下のサービスの利用者負担額(サービス費の1割、食費、居住費〔滞在費〕)が対象になります。 ①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護 ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤夜間対応型訪問介護 ⑥地域密着型通所介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑩複合型サービス ※利用者負担第2段階の方が、介護福祉施設サービス及び小規模多機能型居宅介護を利用した場合、サービス費の軽減対象となりません。	1 / 4 (老齢福祉年金受給者の場合は1 / 2)
生活保護受給者	以下のサービスの個室利用の場合の居住費〔滞在費〕が対象になります。 ①介護福祉施設サービス ②短期入所生活介護 ③介護予防短期入所生活介護	全額免除

③ 低所得の方が施設等でユニット型個室を利用した場合の居住費の軽減

（介護施設等居住費助成事業）

市では、低所得の方が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所または短期入所でユニット型個室を利用した場合に、居住費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

対象サービス	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設短期入所生活介護、短期入所療養介護
助成対象者	生計困難者に対する利用者負担額の軽減の認定を受けている方
助成額	1日あたり最大 330円

※居住費の助成を受けるには、申請が必要です。また、収入及び資産基準がありますので、詳しいことは市役所本庁へお問い合わせください。

④ 低所得の方が認知症対応型グループホームを利用した場合の家賃の軽減

（認知症対応型共同生活介護事業）

市では、低所得の方が、認知症対応型グループホームを利用した場合に、家賃の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

対象サービス	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型生活介護（グループホーム）
助成対象者	生計困難者に対する利用者負担額の軽減の要件を満たす方（生活保護受給者を除く）
助成額	1月あたり最大10,000円

※助成を受けるには、申請が必要です。また、収入及び資産基準がありますので、詳しいことは市役所本庁へお問い合わせください。

3 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は、高齢者が要介護状態などになることを予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、要支援者等に対し日常生活上の支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」、65歳以上の高齢者を対象としてフレイル予防・介護予防活動を行う「一般介護予防事業」を実施します。

●なぜ、介護予防が大切か

体を使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。足腰が弱くなると、家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまいます。

いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく元気に生活するためには、心身の機能低下(加齢)のサインに早く気づき、運動やバランスのよい食生活、社会参加に積極的に取り組むことが大切です。

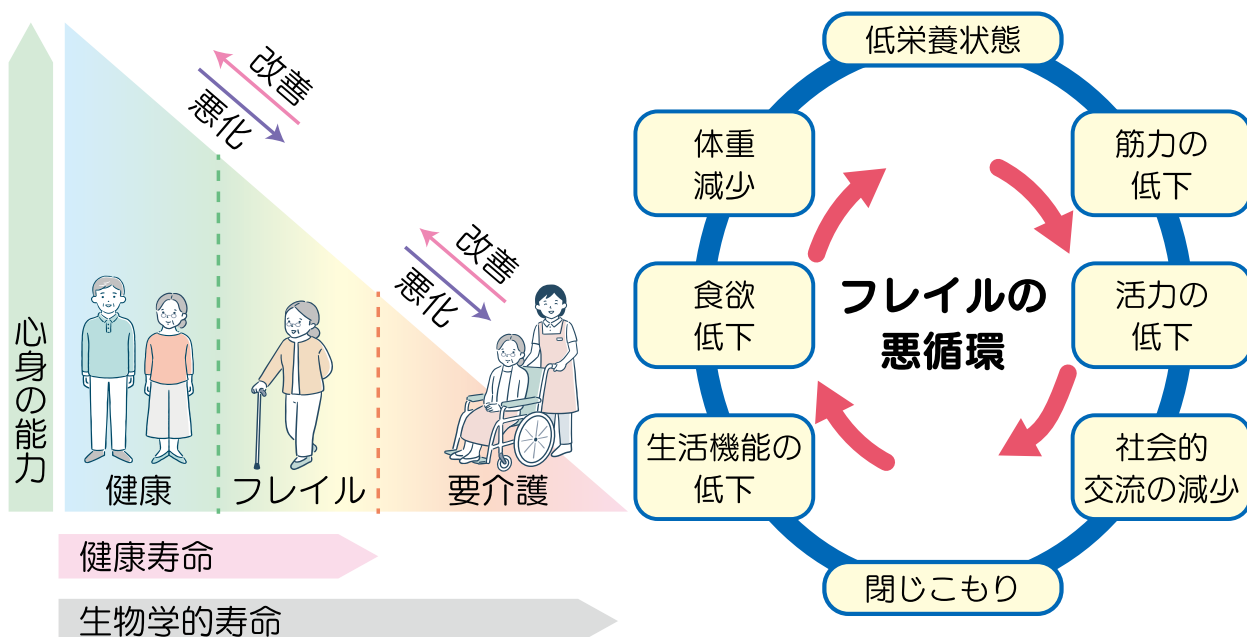


●フレイルとは

フレイルとは、加齢とともに活動能力がじわじわ低下し、介護が必要になる危険性が高い状態のことを指します。

フレイルは大きく3つの種類「身体的フレイル(低栄養・筋力低下)」「精神・心理的フレイル(うつや軽度の認知症)」「社会的フレイル(社会とのつながりの希薄化)」に分かれており、人によってどこが入口になるかは異なりますが、これらが連鎖することで、フレイルは急速に進行します。

しかし、フレイルは食生活の見直し、運動や社会参加に積極的に取り組むことで健康な状態に戻ることができます。



介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

●利用者負担のめやす(1割負担分)

週1回程度の利用	1回あたり330円(1か月あたり4回を超える場合は1,352円となります。)
週2回程度の利用	1回あたり330円(1か月あたり8回を超える場合は2,701円となります。)
週2回程度を超える利用	1回あたり330円(1か月あたり12回を超える場合は4,286円となります。)

※生活支援が中心である場合は以下のとおりとなります。

所用時間20分以上45分未満の利用	1回あたり206円
所用時間45分以上の利用	1回あたり253円

※金額については、離島地域加算込みです。

訪問型サービスA

介護予防訪問介護相当サービスよりも人員の基準を緩和し、生活援助に特化したサービスです。支援員が訪問し、掃除や洗濯など生活援助を行います。

●利用者負担のめやす(1割負担分)

1回あたり	228円
-------	------

※金額については、離島地域加算込みです。

訪問型サービスC

保健師等が訪問し、必要な相談・指導等を実施します。おおむね3カ月の訪問サービスです。

②通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターで、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●1か月の利用者負担のめやす(1割負担分)

共通的服务 ※送迎、入浴を含む。

事業対象者・要支援1	1回あたり436円(1か月あたり4回を超える場合は1,798円となります。)
要支援2	1回あたり447円(1か月あたり8回を超える場合は3,621円となります。)

選択的サービス

栄養改善	口腔機能向上
200円	150円

※食事、日常生活費は別途負担が必要です。

通所型サービスA

介護予防通所介護相当サービスよりも施設や人員の基準を緩和した短時間のデイサービスです。軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援します。

●利用者負担のめやす(1割負担分)

1回あたり	262円
-------	------

通所型サービスC

利用者の「したいこと・やりたいこと」を「できること」に変えるため、おおむね3か月程度の短期間教室へ通い、運動器の向上プログラムや運動・口腔機能の向上、栄養指導を一体的に行う複合プログラムに取り組めます。

参加費(1回あたり)
300円

一般介護予防事業

事業名	内容
介護予防教室	各地区の公民館や集会所等を会場に、要介護状態にならないための知識を得たり、心身機能の維持向上のための運動や脳トレ等を行う教室です。 
地区健康学習会	各地区の公民館や集会所等を会場に、高齢期の心身機能を維持するための学習をしたり、地域の健康課題を一緒に考える教室です。
脳の健康教室(しゃきっと教室)	読み書き、簡単な計算の教材を使って継続的に学習することで、認知機能の低下を予防する教室です。(5～10月実施)
太鼓教室	太鼓を使って、認知機能や身体機能の低下を予防する教室です。
CNSテレビ(112ch) 「はつらつ健康教室」	自宅で体を動かせる体操や低栄養予防のための簡単な調理、フレイル予防のための情報などを紹介しています。 過去に放送されたものは、佐渡市youtubeチャンネルに動画を掲載しています。 
サポーター養成講座	地域の茶の間やサロンの運営協力やしゃきっと教室の学習サポーター、地域ボランティアを養成する講座です。(65歳未満の方も対象です。)

問い合わせ先：高齢福祉課 (TEL0259-63-3790)

4 その他の高齢者福祉サービス

地域支援事業

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、事業を実施しています。

事業名	内容
ものわすれあんしん相談	ものわすれの心配事や対処方法、医療や介護の事などを相談する場です。内容に応じて、サービスのご紹介など支援につなげます。
ほのぼのカフェ	認知症についてお互いに情報交換し、交流しながら理解を深めたり気軽に相談したりできる場です。
佐渡市認知症ケアパス	認知症になっても安心して暮らせるように、身近にあるつながりや相談の場、サービスや施設を知り、備え考えるためのリーフレットです。
ゆいノート出前講座	佐渡市版エンディングノート「ゆいノート」の活用方法や書き方のコツなどを学ぶことができる講座です。

問い合わせ先：高齢福祉課（TEL0259-63-3790）

任意事業

事業名	内容
認知症サポーター養成講座	認知症について理解し、知識を深め、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者（サポーター）を養成する講座です。
家族介護教室	ご家族や身近な人を、介護している方、今後の介護について不安な方などを対象に、介護の方法やサービス利用について、理解を深めたり、介護者同士で情報交換できる教室を開催します。
住宅改修支援事業	ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに対し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する費用の助成を行います。 ※「住宅改修が必要な理由書」は、住宅改修費支給に必要な書類です。 （住宅改修については18ページをごらんください。）
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者で、身寄りがいない等の理由で成年後見の審判請求を行うことが困難な方については、市長が審判請求を行います。 また、収入及び資産要件の一定の条件をいずれも満たす方は、後見人報酬の一部又は全部を助成します。

問い合わせ先：地域包括支援センター（P35 参照）

市役所本庁または最寄りの各支所の担当窓口（P35 参照）

介護保険制度で定められた以外の在宅福祉サービス

市では、介護保険以外にも高齢者等の生活を支援するため、在宅福祉サービスを実施しています。

サービスの利用方法など詳しいことは市役所本庁・最寄りの各支所・行政サービスセンターの担当窓口（P35 参照）または地域包括支援センター・在宅介護支援センター（P35 参照）にお問い合わせください。

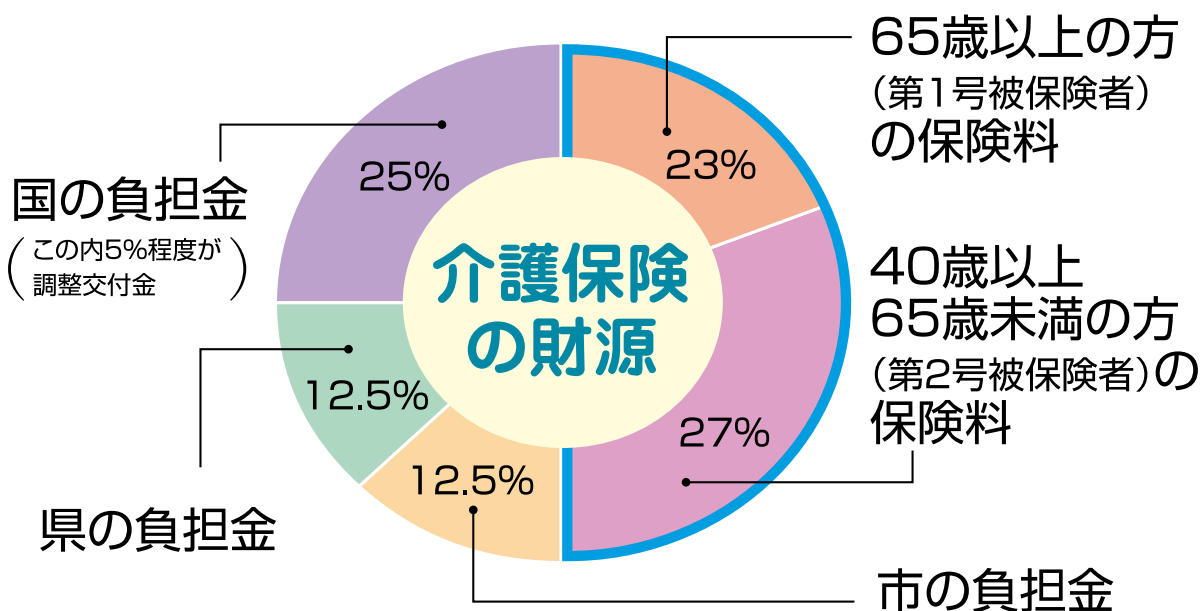
サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等																							
外 出 支 援 サ ー ビ ス	一般の交通機関の利用が困難な方がリフト付きタクシー等を利用された場合に、乗車料の一部を助成します。 （福祉タクシー助成事業との併用はできません。）	・ 要介護4または5の認定を受けた寝たきりまたは車いす等でないと移動が困難な方 ・ 身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹不自由）の交付を受けた方 ・ 人工透析を受けている方 ・ 年間24回	乗車料に応じた助成率で乗車料の一部を助成します。 <table><tr><th rowspan="2">利用金額</th><th colspan="2">助成率</th></tr><tr><th>課税世帯</th><th>非課税世帯</th></tr><tr><td>6,000円以下</td><td>35%</td><td>40%</td></tr><tr><td>6,001円～ 8,000円</td><td>50%</td><td>55%</td></tr><tr><td>8,001円～10,000円</td><td>60%</td><td>65%</td></tr><tr><td>10,001円～14,000円</td><td>65%</td><td>70%</td></tr><tr><td>14,001円以上</td><td>70%</td><td>75%</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td></tr></table> ※「課税世帯」…利用者が属する世帯が市民税課税の世帯。 ※「非課税世帯」…利用者が属する世帯が市民税非課税の世帯。	利用金額	助成率		課税世帯	非課税世帯	6,000円以下	35%	40%	6,001円～ 8,000円	50%	55%	8,001円～10,000円	60%	65%	10,001円～14,000円	65%	70%	14,001円以上	70%	75%	助成限度額	11,300円	12,100円
利用金額	助成率																									
	課税世帯	非課税世帯																								
6,000円以下	35%	40%																								
6,001円～ 8,000円	50%	55%																								
8,001円～10,000円	60%	65%																								
10,001円～14,000円	65%	70%																								
14,001円以上	70%	75%																								
助成限度額	11,300円	12,100円																								
寝 具 洗 濯 サ ー ビ ス	掛け布団・敷き布団・毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。	・ 65歳以上の要介護1～5の認定を受けた高齢者または身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方だけの世帯であって、寝具類の衛生管理が困難な方 ・ 年間2回実施します。	無 料																							
配 食 サ ー ビ ス	高齢者等の食生活に配慮した食事を宅配するとともに安否確認を行います。	・ 65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯または身体障がい者の方で自立支援の観点からサービスの必要があると認められる方等 ・ 週2回（地域によって曜日・時間帯などが異なります。）	1食あたり 弁 当…400円 おかずのみ…300円																							
高 齢 者 等 日 常 生 活 用 品 給 付	電磁調理器・人感センサーの給付を行います。	〈電磁調理器〉65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮の必要な方 〈人感センサー〉徘徊の見られる認知症の高齢者等を介護している同居の家族の方 ※対象となる人感センサー ・ 玄関等で人の出入りを感じ取るセンサー付きライト ・ 玄関等で人の出入りを感じし、音を鳴らすもの	市民税非課税世帯・生活保護世帯：全額 市民税課税世帯：購入金額の1/2（給付上限額） 電 磁 調 理 器：25,000円 人 感 セ ン サ ー：15,000円 （ただし、給付上限額を超えた分は自己負担となります。）																							

サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等
介護用品 支給	高齢者等を介護している家族の方に介護用品の支給を行います。	・要介護4または5の認定を受けた在宅の高齢者等を介護している家族の方 (ただし、要介護者が特別養護老人ホーム等に入所している場合は対象となりません。)	助成限度額 市民税非課税世帯 1月あたり6,000円 市民税課税世帯 1月あたり3,000円
介護手当 支給	寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護している家族の方に介護手当の支給を行います。	・65歳以上で寝たきりまたは認知症の状態が6か月以上続いている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた寝たきりの方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 (ただし、要介護者が特別障害者手当等の受給者または施設等に入所している場合は対象となりません。)	1月あたり5,000円 (9月・3月に支給します。)
はいかい 徘徊高齢者等 家族支援 サービス	はいかい 徘徊のみられる高齢者等を介護している家族の方に位置が確認できる発信機等を貸与します。	はいかい 徘徊のみられる高齢者等を介護している家族の方	1月あたり400円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者・ 障害者向け 住宅整備	高齢者等や障がい者の身体状況に適するように住宅の改造等をする場合に費用の一部の補助を行います。 (介護保険又は障害者の住宅改修制度と合わせて利用することができます。)	・おおむね65歳以上で要支援・要介護の認定を受けている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 (ただし、世帯全員の前年の収入合計が600万円以上の場合は対象となりません。)	補助対象限度額 高齢者 30万円 障がい者 50万円 (障害者の制度を利用する場合は30万円となります。) 〔補助率〕 所得税課税世帯 50% 所得税非課税世帯 75% 生活保護世帯 100%
緊急通報 サービス	緊急通報装置をレンタルし、緊急ボタンを押すことにより、緊急通報することができます。	・身体上・環境上の理由から日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らし重度身体障がい者の方	1月あたり200円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者生活 支援サービス 事業	日常生活の中で援助が必要な高齢者に簡易な日常生活の援助を行います。	・在宅で生活する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、援助が必要な方 ・年間12回	サービス利用料の半額(上限2,000円)を助成します。 (材料費等は全額自己負担となります。)
軽・中等度 難聴者 補聴器購入 助成事業	身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴者のコミュニケーション能力の向上を目的として補聴器購入の補助をします。	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方で、次に該当する方 ①18歳以上で両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方 ②補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について、一定の効果があると医師が判断する方	生活保護世帯・市民税非課税世帯 補聴器購入費の額 (上限：50,000円) 市民税課税世帯 購入費の額の1/2 (上限：25,000円)

5 介護保険料について

介護保険料は大切な財源です

みなさんが納める介護保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。



※上記円グラフの財源構成は居宅給付費の負担割合です。

Q₁ 元気なのになぜ保険料を納めないといけないのですか？

A₁ 被保険者全員が納めるしくみになっています。
介護保険は、高齢社会での介護を社会全体で支えるという目的で作られた制度です。いま元気だからといっても、いつ介護が必要になるかわかりません。その“いざ”という時のためや、健全な制度運営のために、保険料は必ず納めることになっています。

Q₂ 介護サービスを利用しなければ、保険料は返してくれるのですか？

A₂ 保険料の返却はありません。
みなさんが納めた介護保険料は、介護サービスのために使われます。

Q₃ なぜ保険料が上がるのですか？

A₃ 高齢社会にともなう介護サービス利用者の増加や、介護施設等のサービス基盤の整備にともないサービス量が増加するために、保険料が引き上げられます。

令和7年度の介護保険料

①65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳以上の方の介護保険料は、わたしたちの佐渡市の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者1割負担分を除く)のうち、65歳以上の方が負担する割合に応じて決まります。一人一人の介護保険料は、低所得の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に計算されます。

$$\text{介護保険料基準額 (年額)} = \frac{\text{佐渡市の介護保険にかかる費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{佐渡市の65歳以上の方の人数}}$$

基準額 74,400円(年額) 6,200円(月額)

保険料段階	年間保険料額(保険料率)	対 象 者	
第1段階	21,200円 (基準額×0.285)	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者等(*1)	
第2段階	36,000円 (基準額×0.485)	世帯全員が非課税	前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方
第3段階	50,900円 (基準額×0.685)		前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万9千円を超え120万円以下の方
第4段階	66,900円 (基準額×0.90)		前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第5段階	74,400円 (基準額×1.00)	本人は非課税で世帯員が課税	前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方
第6段階	89,200円 (基準額×1.20)	本人が課税	前年の合計所得金額(*2)と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える方
第7段階	96,700円 (基準額×1.30)		前年の合計所得金額(*2)が120万円未満の方
第8段階	111,600円 (基準額×1.50)		前年の合計所得金額(*2)が120万円以上210万円未満の方
第9段階	126,400円 (基準額×1.70)		前年の合計所得金額(*2)が210万円以上320万円未満の方
第10段階	141,300円 (基準額×1.90)		前年の合計所得金額(*2)が320万円以上420万円未満の方
第11段階	156,200円 (基準額×2.10)		前年の合計所得金額(*2)が420万円以上520万円未満の方
第12段階	171,100円 (基準額×2.30)		前年の合計所得金額(*2)が520万円以上620万円未満の方
第13段階	178,500円 (基準額×2.40)		前年の合計所得金額(*2)が620万円以上720万円未満の方
			前年の合計所得金額(*2)が720万円以上の方

(*1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得のない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(*2) 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の合計額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい申告をしましょう。

②40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

加入されている医療保険ごとに、介護保険料が算出されます。

国民健康保険の加入者

- ・所得などに応じて介護保険料が決まります(原則、本人と国が2分の1ずつ負担)。介護保険料は、国民健康保険料と合わせて世帯主が一括して納めます。

職場の医療保険の加入者

- ・医療保険ごとに設定される介護保険料率などに応じて、介護保険料が決まります(原則、本人と事業主が2分の1ずつ負担)。介護保険料は、医療分と合わせて給与および賞与から差し引かれます。

保険料の納め方

年金の額により、年金からの天引き、または、市の納入通知書・口座振替により納めます。

① 年金が **年額18万円未満** の方(普通徴収)

➡ **納入通知書または口座振替**

市から送付されてくる納入通知書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

**保険料納付は
口座振替が
便利です**

- 保険料の納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って市指定の金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納入通知書で納めることになります。

② 年金が **年額18万円以上** の方(特別徴収)

➡ **年金から天引き**

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して保険料を納めている方は、4・6・8月は前年度の2月と同額を納め、10月・12月・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている4・6・8月の3期分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年 金 支給月	納 入 時 期					
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

!! こんな時は納入通知書または口座振替(普通徴収)になります。

年金が18万円以上でも次の場合は、納入通知書または口座振替(普通徴収)になります。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 確定申告や市・県民税申告などにより、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

介護保険料を滞納すると…

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れには、十分ご注意ください。

**1年以上
納めていない**

利用者が、ご自分で介護サービス費用の全額(10割分)をいったんお支払いしてください。申請によって、その後に保険給付(7割～9割分)が利用者に支払われます。

**1年6か月以上
納めていない**

利用者が、ご自分で介護サービス費用の全額(10割分)をいったんお支払いしてください。その後、申請しても保険給付の一部または全部が差し止められ、滞納した保険料にあてられることがあります。

**2年以上
納めていない**

滞納した期間に応じて、通常1割～3割の自己負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

災害・失業などの特別な事情で一時的に介護保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減額、免除されることがあります。市役所(各支所・行政サービスセンター)窓口までご相談ください。(P35 参照)

6 よくあるご質問

Q₁ 入院したら病院から介護保険の申請をすすめられましたが、
すぐに申請をしてもよいですか？

A₁ 急性期と思われる時期（骨折や手術後間もない時期など）は、本人の身体の状態が安定してないため、申請をいただいても認定調査にうかがうことができません。状態が落ち着き自宅に戻った際、介護保険のサービスを利用する予定となったタイミングでの申請をお願いします。

Q₂ 急いでサービスを利用したい場合は、どうすればよいですか？

A₂ 介護保険サービスは、申請日当日から利用することが可能です。ただし、認定結果が「非該当」となった場合、介護給付対象外となり、サービス費の全額が自己負担になりますので、注意してください。なお、要介護度が不明な場合のケアプランの作成は、地域包括支援センター（P35 参照）に相談してください。

Q₃ 適切な認定結果が出るかどうか心配です

A₃ **調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。**
要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果を得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。

Q₄ 一時的に島外在住の子どもの家などに滞在しています。
そこでも、介護保険サービスの利用はできますか？

A₄ 介護保険サービスは、原則として全国どこでもご利用が可能です。ただし、住宅改修は、住所地の住宅についてのみ支給対象となります。また、地域密着型サービスは、原則として住所地に所在する事業所しか利用できません。佐渡市以外で地域密着型サービス等を使いたい場合、利用する前に介護保険係へ問合わせください。（P35 参照）

Q₅ サービスを利用する場合に、施設によって費用の違いなどがありますか？

A₅ 各施設によって費用や送迎の範囲は異なりますので、詳しくは利用する施設に直接ご確認ください。

Q₆

要介護認定後に島外へ引っ越しをした場合は、どうなりますか？

A₆

引っ越し先でも、佐渡市で認定された要介護度に基づいたサービスが利用できます。引っ越しから14日以内に引っ越し先の市区町村で手続きをする必要があります。

Q₇

最近、サ高住などの高齢者向け施設が増えていると聞きますが、佐渡はどうですか？

A₇

サ高住は、「サービス付き高齢者向け住宅」のことで、介護保険施設ではありませんが、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅のことで、佐渡市には1か所あります。

(参考) 介護保険制度以外の高齢者対象施設

施設種別	地区	施設名	所在地(佐渡市)	電話番号	主な対象
サービス付き 高齢者向け住宅	小 木	おけさの里	小 木 町 1973番地	86-1111	在宅生活に不安のある高齢者等
住 宅 型 有 料 老 人 ホ ム	佐和田	十季のあかり 佐 渡	青 野 3 3 4 番 地 8	67-7355	
	真 野	あすかの郷	真 野 新 町 6 3 番 地	58-7223	
軽費老人ホーム	畑 野	と き わ 荘	栗 野 江 1822番地	66-3830	日常生活が自立していて 住居に困っている高齢者等
養護老人ホーム (措置施設)	畑 野	待 鶴 荘	栗 野 江 1826番地	66-2018	環境や経済的要因で在宅 生活が困難な高齢者等

Q₈

介護保険証に有効期限が平成21年9月30日と入っていますが、利用できますか？

A₈

現在65歳以上の方に交付している介護保険被保険者証で、有効期限が平成21年9月30日(第一面に記載)となっているものがありますが、平成17年10月の介護保険法改正により、介護保険被保険者証の有効期限が廃止されました。お手持ちの被保険者証はそのまま利用でき、要介護認定を申請するときに必要となりますので、大切に保管しておいてください。

また、すでに要介護認定を受けている場合や再交付を受けている場合は、新しい被保険者証(第一面に有効期限欄のないもの)が交付されています。なお、要介護認定を受けている場合は、認定の有効期間が第二面に記載されています。

(一)

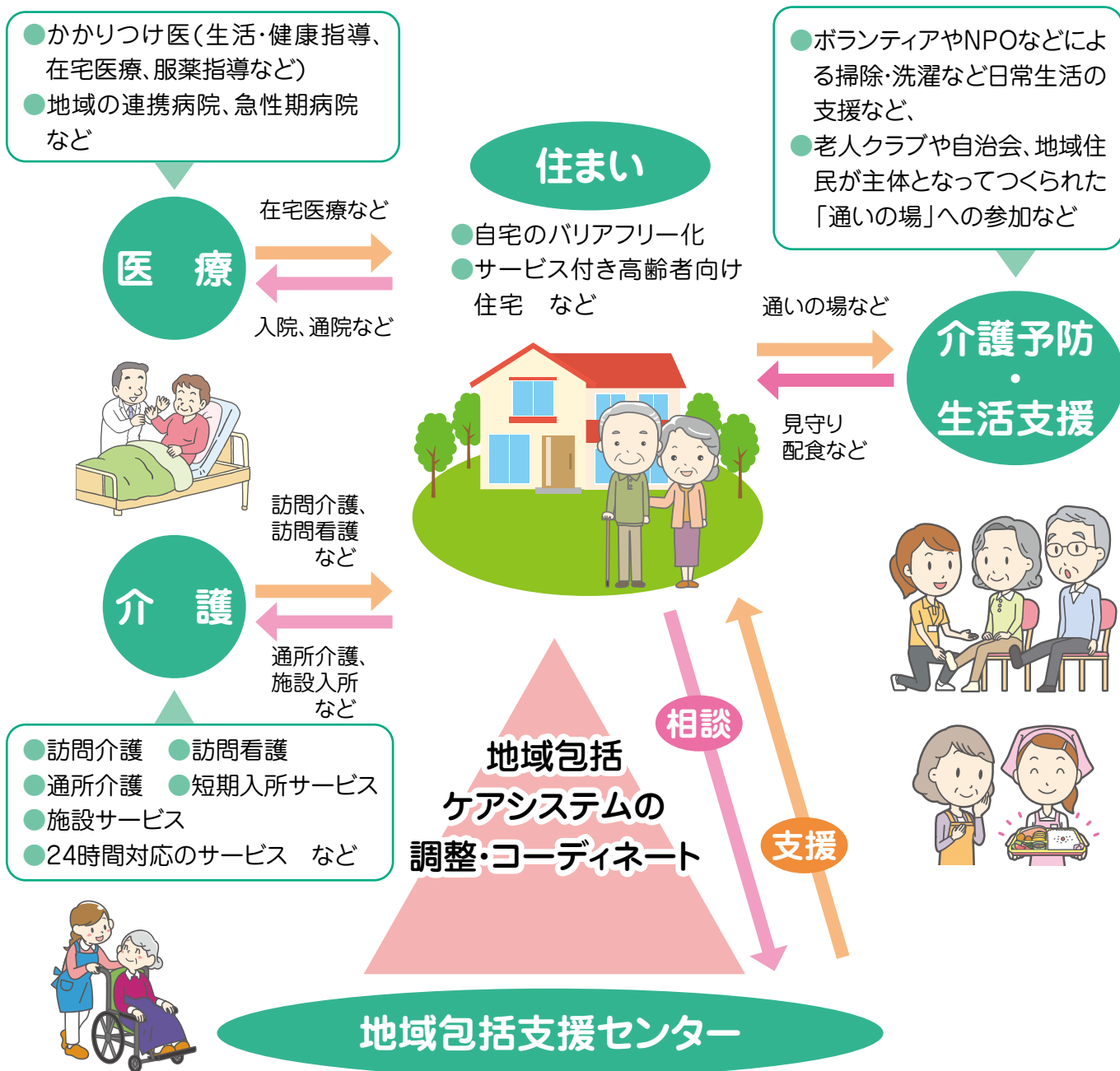
介護保険被保険者証	
有効期限	平成00年00月00日 ~ 平成21年 9月30日
番 号	
被 保 険 者	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
月日	平成00年00月00日
番号 保険 称及	1 5 2 2 4 9 新潟県佐渡市千種232番地 佐 渡 市 電話 (0259) 63-3111

有効期限の 日付に注目!

平成21年9月30日までと
なっている場合、そのまま保
管してください。

Q₉ 地域包括ケアシステムどのようなものですか？

A₉ 「地域包括ケアシステム」とは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、市や県が地域の特性を考えながら、「住まい」を前提に、「医療」「介護」「介護予防・生活支援」を一体的に提供するしくみです。
地域に必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。



困っていること、ご相談ください！

わたしたちが
連携して、
問題解決に
取り組みます！


主任
ケアマネジャー


保健師
(または経験豊富な看護師)


社会福祉士

7 高齢者に関する相談窓口 (市外局番 0259)

お住まいの地区の**地域包括支援センター**※へ、まずはご相談ください。

お住まいの地区	お住まいの地区	所在地〔佐渡市〕	電話
両津	佐渡東地域包括支援センター	春日1150番地20 (両津福祉センターしゃくなげ内)	23-5515
相川／佐和田／金井	佐渡西地域包括支援センター	河原田本町394番地 (佐渡市役所佐和田行政サービスセンター内)	57-8152
新穂／畑野／真野	佐渡中地域包括支援センター	畑野甲531番地2 (旧畑野母子健康センター内)	58-7173
小木／羽茂／赤泊	佐渡南地域包括支援センター	羽茂本郷550番地 (佐渡市役所羽茂支所内)	88-3844

※地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、専門の知識を持った職員が、日常生活支援、保健福祉サービス、介護(予防)サービスなど介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える「**総合相談窓口**」です。

そのほか、以下の窓口でも相談が可能です。

【佐渡市全域】

名 称	所在地〔佐渡市〕	電話
総合福祉相談支援センター	千種232番地(佐渡市役所社会福祉部社会福祉課内)	63-3127

【両津地区】

名 称	所在地〔佐渡市〕	電話
両津在宅介護支援センターいわゆり	豊岡1672番地16(両津デイサービスセンターいわゆり併設)	28-2188
両津在宅介護支援センターかんぞう	鷲崎1781番地3(両津デイサービスセンターかんぞう併設)	26-2240

【相川・佐和田・金井地区】

名 称	所在地〔佐渡市〕	電話
在宅介護支援センター高千の里	高千1048番地1(デイサービスセンター高千の里併設)	61-6100
佐渡西地域包括支援センター相川プランチ	相川羽田町57番地1(佐渡市社会福祉協議会福祉センターあいかわ内)	74-0055

【新穂・畑野・真野地区】

名 称	所在地〔佐渡市〕	電話
佐渡中地域包括支援センター新穂プランチ	新穂瓜生屋501番地(佐渡市役所新穂行政サービスセンター内)	22-3300
佐渡中地域包括支援センター真野プランチ	真野新町489番地(佐渡市役所真野行政サービスセンター内)	55-4012

【小木・羽茂・赤泊地区】

名 称	所在地〔佐渡市〕	電話
佐渡南地域包括支援センター小木プランチ	小木町1949番地4(佐渡市社会福祉協議会小木福祉保健センターつくし内)	86-3877
佐渡南地域包括支援センター赤泊プランチ	赤泊2207番地19(佐渡市社会福祉協議会赤泊福祉保健センターやすらぎ内)	87-3370

〈介護保険・高齢者福祉サービス・地域包括ケアに関するお問い合わせ〉

名 称	電話
佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課	63-3790

〈各支所・行政サービスセンターへのお問い合わせ〉

名 称	電話	名 称	電話
佐渡市役所 両津支所	27-2115	佐渡市役所 真野行政サービスセンター	55-3111
佐渡市役所 相川支所	74-0339	佐渡市役所 小木行政サービスセンター	86-3111
佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター	57-2111	佐渡市役所 羽茂支所	88-3111
佐渡市役所 新穂行政サービスセンター	22-3111	佐渡市役所 赤泊行政サービスセンター	87-3111
佐渡市役所 畑野行政サービスセンター	66-3111		

市内の介護保険事業所一覧

「別冊」にて、市役所本庁または最寄りの各支所・行政サービスセンター窓口に配置しています。

また、佐渡市ホームページでもご確認いただけます。

介護サービスに関する不満・苦情・相談について

利用している介護サービスに不満や苦情がある場合には、サービスを提供している事業者に改善を求めることができます。また、利用者のケアマネジャーなどに相談することもできます。

相談を受けたケアマネジャーなどは、介護サービスを提供した事業者とサービスが改善されるよう話し合いをする事になりますが、それでもなお改善されない場合には、市の高齢福祉課 介護保険係に相談してください。また、県の国民健康保険団体連合会の窓口に相談することもできます。

事業者を変えるのも、ひとつの方法です。

【介護サービス苦情相談窓口】

- ①ケアプランの作成を依頼した居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所
- ②佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 介護保険係 TEL (0259) 63-3790
※またはお近くの各支所・行政サービスセンターにご相談ください。(P35 参照)
- ③新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 TEL (025) 285-3022



介護サービス情報公表システム

URL…<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

には、更に詳細な情報が掲載されていますので、参考にしてください。